

入札・契約、総合評価の実施方針について

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

目的（設置趣旨：規則1条）

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第9条第1項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、関東地方整備局が発注する『工事』『建設コンサルタント業務等』『役務の提供等』に関し、

- 『工事』の総合評価落札方式
- 『建設コンサルタント業務等』の総合評価方式及びプロポーザル方式
- 『役務の提供等』の総合評価方式及び企画競争

における競争参加者の技術提案等に対し、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

総合評価審査委員会（審議事項）

1. 工事等における総合評価方式等の実施方針に関すること。
2. 工事等における総合評価方式等の技術提案の共通する評価方法（評価項目、評価基準及び得点配分等）に関すること。
3. 工事等の個別の評価方法に関すること。
4. 工事等における総合評価方式等の技術提案の審査・評価に関すること。
5. 工事等の総合評価落札方式における技術提案に基づいて予定価格を作成する場合の予定価格の作成方法や考え方に
関すること。
6. 工事等の総合評価落札方式における落札者決定の考え方に関すること。

総合評価審査小委員会の事務範囲

〈委員会構成〉 学識経験者 11名
〈開催時期〉 適宜開催

総合評価審査小委員会 〔第一小委員会（建設）・第二小委員会（港湾）〕

〈審議事項〉
・総合評価審査小委員会に係る事務を行うにあたり、
審議方法等の必要な事項を審議するものとする。
・小委員会は、部会において小委員会事務を行わせる
ことができる。

〈委員会構成〉 審査会委員（学識経験者） 11名
品質技術者委員 22名
〈開催時期〉 小委員会 必要に応じ 適宜開催

小委員会（部会）

〈審議事項〉個別工事・業務・役務毎
〈開催時期〉適宜開催

〇〇事務所総合評価審査分科会

〈審議事項〉
・総合評価審査分科会に係る事務を行うにあたり、
審議方法等の必要な事項を審議するものとする。
・分科会は、部会において分科会事務を行わせる
ことができる。

〈委員会構成〉 学識経験者等
〈開催時期〉 分科会 年1回予定

分科会（部会）

〈審議事項〉個別工事・業務・役務毎
〈開催時期〉適宜開催

技術提案・交渉方式専門部会

〈審議事項〉
・技術提案・交渉方式専門部会に係る事務を行うに
あたり、審議方法等の必要な事項を審議するもの
とする。

〈委員会構成〉 審査会委員（学識経験者）より
3名以上選出
〈開催時期〉 個別発注案件のスケジュールに応じ
開催

専門部会

〈審議事項〉個別工事毎
〈開催時期〉個別発注案件の
スケジュールに応じ開催

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第9条第1項

第二章 基本方針等

第九条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」

5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。また、技術提案・交渉方式の実施方針を定めようとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴くこと等が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定されているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可

能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。技術提案・交渉方式を行おうとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときも同様に学識経験者の意見を聴くなどにより中立かつ公平な審査・評価を確保するものとする。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、落札結果については、契約締結後速やかに公表するものとする。また、総合評価落札方式を採用した場合には技術提案の評価結果を、技術提案・交渉方式を採用した場合には技術提案の審査の結果及びその過程の概要並びに交渉の過程の概要を、契約締結後速やかに公表するものとする。

関東地方整備局総合評価審査委員会規則を次のように定める

平成 17 年 9 月 28 日

平成 18 年 5 月 26 日

平成 20 年 2 月 8 日

平成 21 年 3 月 24 日

平成 23 年 6 月 1 日

最終改定 令和 5 年 2 月 28 日

関東地方整備局長

関東地方整備局総合評価審査委員会規則

(趣 旨)

第 1 条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第9条第1項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(令和元年10月18日閣議決定)第2の4、8に基づき、関東地方整備局が発注する工事、建設コンサルタント業務等及び役務の提供等(以下、「工事等」という。)に関し、工事の総合評価落札方式及び技術提案・交渉方式、建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式並びに役務の提供等の総合評価方式及び企画競争(以下、「総合評価方式等」という。)における競争参加者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、関東地方整備局総合評価審査委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 工事等における総合評価方式等の実施方針に関すること。
- 二 工事等における総合評価方式等の技術提案の共通する評価方法(評価項目、評価基準及び得点配分等)に関すること
- 三 工事等の個別の評価方法に関すること。
- 四 工事等における総合評価方式等の技術提案の審査・評価に関すること。
- 五 工事の総合評価落札方式における技術提案に基づいて予定価格を作成する場合の予定価格の作成方法や考え方に関すること。
- 六 工事の総合評価落札方式における落札者決定の考え方に関すること。
- 七 工事等の技術提案・交渉方式の適用の可否及び価格等の交渉段階における交渉の合意内容及び予定価格の算定の考え方などに関すること。

(委員会の委員等及び任期等)

第3条 委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。

2 委員会は、委員11人以内で組織する。

- 3 委員会に、専門の部門に関して意見の聴取等必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識経験を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。
- 4 委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）の任期は、2年とする。
- 5 委員等は、再任することができる。
- 6 委員等は、非常勤とする。
- 7 委員等の氏名及び職業は、公表するものとする。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎年度1回開催するほか、必要に応じ委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

（委員会等の設置）

第6条 委員会に、次の表の左欄に掲げる委員会、分科会及び専門部会（以下、「委員会等」という。）を置き、これらの委員会等の事務は、委員会の事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	事 務
総合評価審査小委員会	工事等の本官契約（分任官契約を除く契約）に係る第2条三号から六号の事務
総合評価審査分科会	工事等の分任官契約（会計法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官が行う契約をいう。）に係る第2条三号から六号の事務
技術提案・交渉方式専門部会	工事等の技術提案・交渉方式に係る第2条三号、四号、七号の事務

2 委員会は、委員会等の審議をもって委員会の審議とすることができる。

3 委員会等の構成及び運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

（委員の除斥）

第7条 委員等は、第2条二号から七号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（秘密を守る義務）

第8条 委員等は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員会の庶務）

第9条 委員会の庶務は、企画部技術調査課及び港湾空港部品質確保室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるものの他、本委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成17年9月28日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成18年5月26日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成20年2月8日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成21年3月24日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成23年6月1日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、令和5年2月28日から適用する。

関東地方整備局総合評価審査委員会

委員名簿

委 員

芦谷 典子	東洋大学 経済学部 総合政策学科・大学院公民連携専攻	教授
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院	教授
楓 千里	オフィスかえで 代表	
	元 國學院大學 観光まちづくり学部	教授
金子 雄一郎	日本大学 理工学部 土木工学科	教授
五艘 隆志	東京都市大学 建築都市デザイン学部 都市工学科	教授
滝澤 美帆	学習院大学 経済学部	教授
全 邦釘	東京大学大学院 工学系研究科	特任教授
早野 公敏	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院	教授
松本 由香	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院	教授
村野 昭人	東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科	教授
小島 茂	埼玉県県土整備部長	

専門委員

勝地 弘	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院	教授
竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部	教授

(令和8年4月1日時点)

関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領

関東地方整備局総合評価審査委員会規則（以下、「規則」という。）第6条第3項に基づき、関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領（以下、「本要領」という。）について次のように定める。

平成18年 7月 7日
平成18年 9月13日（改定）
平成19年 4月 2日（改定）
平成20年 2月 8日（改定）
平成21年 5月 7日（改定）
平成23年 7月 5日（改定）
平成25年 5月24日（改定）
令和 5年 7月13日（改定）

関東地方整備局長

第一 構成

規則第6条に規定された総合評価審査小委員会は、第一小委員会及び第二小委員会（以下、「小委員会」という。）により構成し、小委員会に部会を置く。

第二 審議事項

- 1 小委員会は、規則第6条第1項に定める総合評価審査小委員会に係る事務（以下、「小委員会事務」という。）を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。
- 2 第一小委員会は、小委員会事務のうち、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第2条第3項に規定する港湾空港関係事務を除く事項に関する審議を行うものとする。
- 3 第二小委員会は、小委員会事務のうち、港湾空港関係事務に係る事項に関する審議を行うものとする。
- 4 小委員会は、部会において小委員会事務を行わせることができるものとする。
- 5 小委員会において規則第6条第1項に定める総合評価審査分科会に係る事務を審議することを妨げないものとする。

第三 小委員会の委員

- 1 小委員会の委員は、関東地方整備局総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員及び専門委員（以下、「審査会委員」という。）並びに中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる下記の者のうちから、関東地方整備局長（第二小委員会については副局長）が委嘱する者（以下、「品確技術者委員」という。）をあてる。
 - 一、一般社団法人全日本建設技術協会が定める資格「公共工事品質確保技術者（Ⅰ）」に合格し、資格登録を行っている者または一般社団法人公共建築協会が定める「公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ）」に合格し、資格登録を行っている者。
 - 二、その他、局長が品質確保技術者としてふさわしいと認めた者。
- 2 小委員会は、別紙委員により組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、品確技術者委員の任期は、1年とする。
- 4 委員は、再任することができる。

- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名等は、公表するものとする。

第四 小委員長及び部会長

- 1 第一小委員会及び第二小委員会には、それぞれ小委員長を置き、小委員長は、審査会委員の互選によりこれを定める。
- 2 小委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会長には、部会開催毎に審査会委員をあてる。なお、審査会委員が2名以上出席している場合は当該委員の協議により部会長を定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

第五 会議

- 1 小委員会は、必要に応じ開催するものとする。
- 2 小委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
- 3 部会は、適宜開催するものとする。
- 4 部会の開催は、審査会委員を1名以上含む委員2名以上の出席を必要とする。
- 5 小委員会及び部会は、非公開とする。

第六 委員の除斥

- 1 委員は、審議事項に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
- 2 委員は、審議事項に関して、受注の機会又は利害関係に関する個別案件の議事に加わることができない。

第七 品確技術者委員の委嘱取り消し

局長は、品確技術者委員に対して法令の遵守及び秘密の保持を確保できないと認められ
た場合等委員としてふさわしくないと判断した場合、委嘱を取り消すことができる。
なお、委嘱を取り消す場合は、本人に理由を付し通知するものとする。

第八 秘密を守る義務

委員は、小委員会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第九 庶務

第一小委員会の庶務は、企画部技術調査課、技術管理課及び企画課において処理するものとし、第二小委員会の庶務は、港湾空港部品質確保室において処理するものとする。

雑 則

本要領に定めるものの他、小委員会の運営に必要な事項は、小委員会に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この設置要領は、令和 5 年 7 月 13 日から適用する。

関東地方整備局総合評価審査小委員会

委員名簿

審査会委員（五十音順）

芦谷 典子	東洋大学 経済学部 総合政策学科・大学院経済学研究科	教授
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院	教授
楓 千里	オフィスかえで 代表	
	元 國學院大學 観光まちづくり学部	教授
金子 雄一郎	日本大学 理工学部 土木工学科	教授
五艘 隆志	東京都市大学 建築都市デザイン学部 都市工学科	准教授
滝澤 美帆	学習院大学 経済学部	教授
全 邦釘	東京大学大学院 工学系研究科	特任教授
早野 公敏	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院	教授
松本 由香	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院	教授
村野 昭人	東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科	教授
小島 茂	埼玉県県土整備部長	

品確技術者委員（五十音順）

池部 憲次	石川 雄一	市橋 清功	一原 正道
大平 和明	長内 武逸	風間 聡	唐澤 仁士
木崎 秀夫	工藤 浩	齋藤 雅人	佐藤 重孝
佐々木 賢一郎	鮫島 寛	島田 龍彦	内藤 敏夫
中村 誠	西村 真二	堀部 正文	三上 晃
宮崎 和幸	安原 晃	横田 雄二郎	

（令和8年4月1日時点）

令和7年度 入札・契約、総合評価の 実施状況について【工事】

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

①入札・契約方式の実施状況

○一般競争については、約80%の工事で実施。

○指名競争については、約13%の工事で実施。

1. 不調・不落が見込まれる案件においては施工体制の確保を図るために公募型指名競争入札方式を実施。
2. 令和7年度は、関東地方では大きな災害が発生していないことからフレームワークモデル工事の活用が減少しているため、指名競争の割合は約13%となっている。

(契約金額: 百万円)

	R4			R5			R6			R7		
	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額
一般競争	779	74.7%	303,714	718	76.3%	231,108	791	80.2%	214,761	809	79.3%	241,586
指名競争	217	20.8%	32,728	161	17.1%	22,767	127	12.9%	16,438	127	12.5%	19,977
随意契約	47	4.5%	16,188	62	6.6%	94,096	68	6.9%	132,726	84	8.2%	42,800
合計	1,043	100%	352,629	941	100%	347,971	986	100%	363,926	1,020	100.0%	304,363

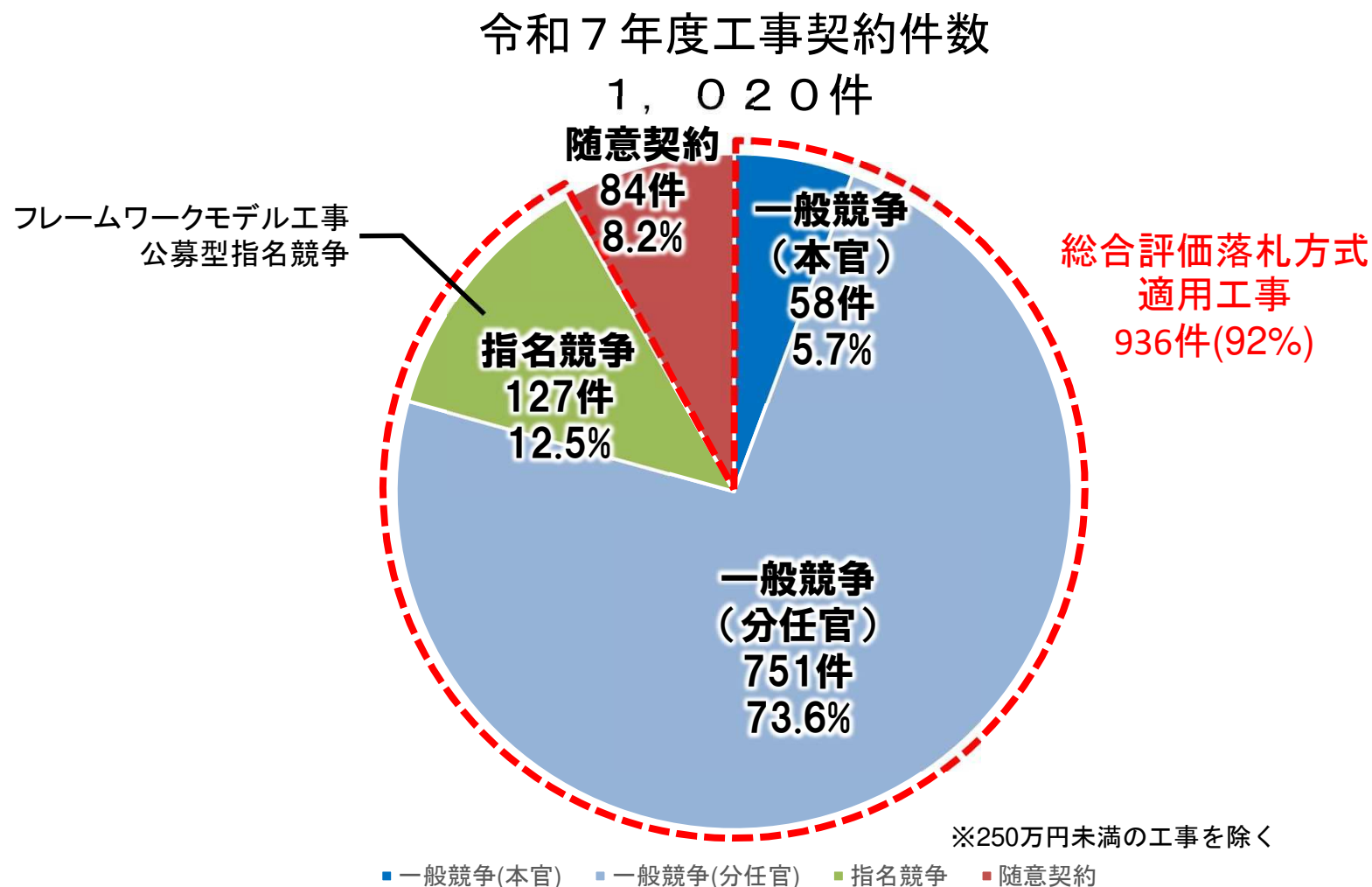
※250万円未満の工事を除く

※指名競争は公募型指名競争入札及びフレームワークモデル工事にのみ適用。

※随意契約には、特命随契のほか、不調随契を含む。

②総合評価落札方式の実施状況

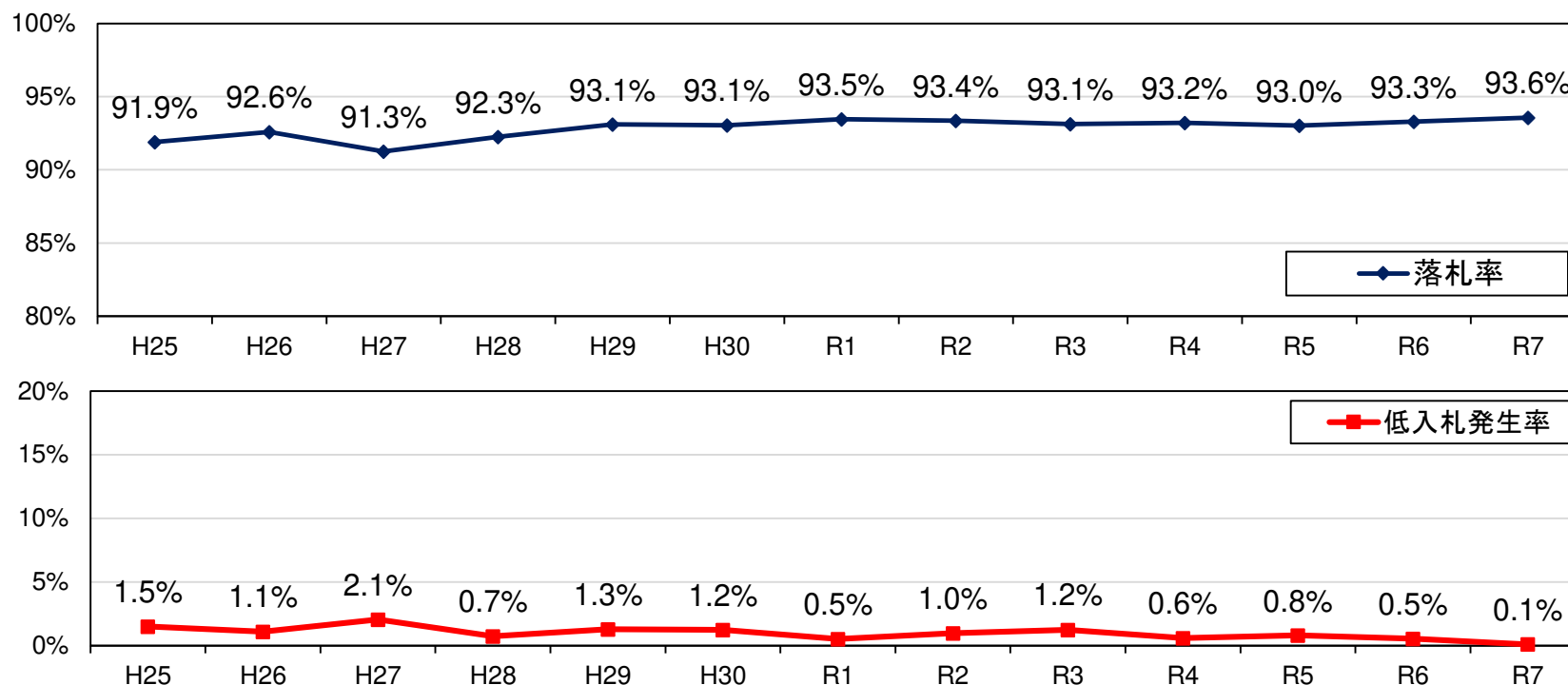
○令和7年度の全契約工事のうち、随意契約を除く全ての工事で総合評価落札方式を適用。



③落札率・低入札による契約状況

○落札率は、近年93%台で推移しており、令和7年度は**93.6%**。

○低入札による契約率は、近年1.0%以下で推移しており、令和7年度は**0.1%**。



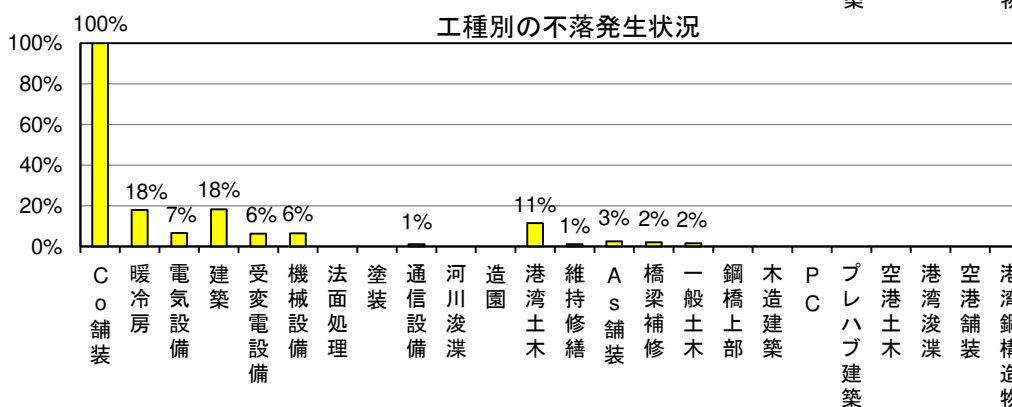
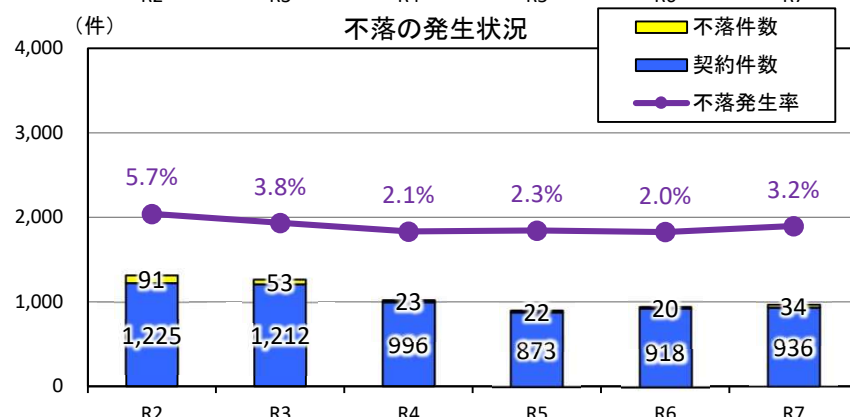
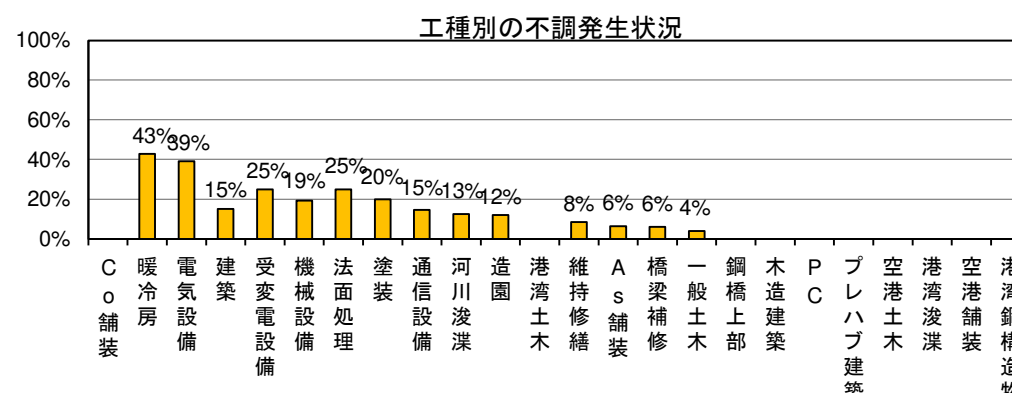
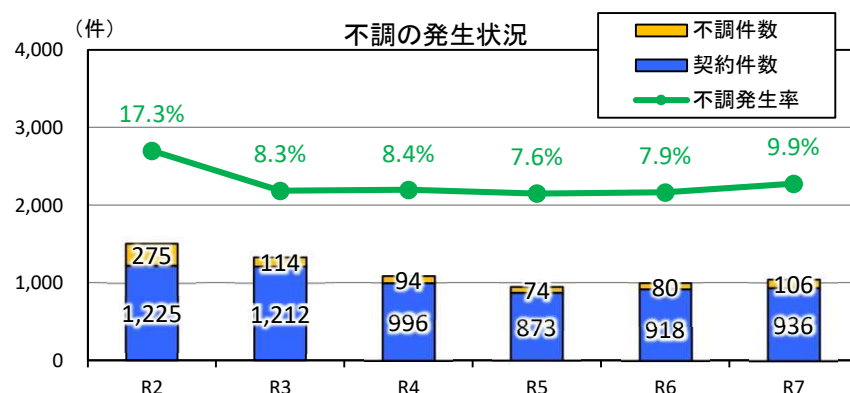
参考：調査基準価格の算定方法見直し

	H25	→	H28	→	H29	→	R1	→	R4
①直接工事費	95%	→	95%	→	97%	→	97%	→	97%
②共通仮設費	90%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
③現場管理費	80%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
④一般管理費	55%	→	55%	→	55%	→	55%	→	68%
【範囲】	7.0/10~9.0/10						7.5/10~9.2/10		

※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く
※250万円未満の工事を除く

④不調・不落発生状況

- 令和7年度の不調発生率は9.9%。令和3年度以降、8%前後で横ばいながら、令和7年度は上昇した。
- 令和7年度の不落発生率は3.2%。令和4年度以降、2%前後であったが、令和7年度は上昇した。
- 工種別では、建築および建築設備関連(暖冷房、電気)で高い傾向にあり、対策を進める必要がある。



	Co舗装	暖冷房	電気設備	建築	受変電設備	機械設備	法面処理	塗装	通信設備	河川浚渫	造園	港湾土木	維持修繕	As舗装	橋梁補修	一般土木	鋼橋上部	木造建築	PC	プレハブ建築	空港土木	港湾浚渫	空港舗装	港湾鋼構造物	計
発注件数	1	28	46	33	16	31	8	5	89	8	33	35	189	79	49	399	9	0	5	0	6	0	4	3	1076
不調件数	0	12	18	5	4	6	2	1	13	1	4	0	16	5	3	16	0	0	0	0	0	0	0	0	106
不落件数	1	5	3	6	1	2	0	0	1	0	0	4	2	2	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	34

令和8年度 入札・契約、総合評価の 実施方針【工事】

令和8年7月

○基本的な考え方

1. 第三次担い手3法(担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化)の取組を強化。
2. 不調・不落対策として実施している公募型競争入札に適用する評価方式について、入札状況を踏まえた見直し。

○主な取組

1. 第三次担い手3法(担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化)の取組を強化。

①担い手確保

- 将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的とし、「若手・女性技術者の活用」や「WLB」「若手・女性技術者奨励賞(事務所長等表彰)」の評価を継続。
- 将来の主任(監理)技術者となるべく、技術者育成を行う試行工事の実施を継続。
- 工事品質の向上に加え、若手技術者や女性技術者等への技術・技能の承継を促すため、監理技術者の経験を持つ「熟練技術者」の活用を評価。【評価項目の新設】
- 担い手確保に必要な、他産業と遜色のない労働条件・労働環境を確保するため、猛暑対策等への改善提案の評価を実施予定。

○主な取組

②生産性向上

- 建設現場の様々な情報が見える化し、作業の効率化を図り、更なる省人化を目指すICT施工StageⅡの取組を評価【評価項目の新設】。

③地域における対応力強化

- 地域建設業を維持する環境を確保するため、適切な発注要件、工事規模に加え、総合評価においても、自治体実績チャレンジ型等の新規参入の試行工事を継続。
- 港湾関係において、工事の一定の割合を分担する下請企業品質確保の更なる向上に向け、一次下請予定企業の「下請表彰実績」を評価【評価項目の新設】。
- 港湾関係において、地元企業が参入しづらい、工事規模が大きな港湾関係の工事において、地元企業がJVとして参入できるよう「地元企業活用評価」を新設【評価項目の新設】。
- 港湾関係において、発注件数の減少に伴い過去15年間の施工実績などの要件が満たされず、入札に参加できない状況を踏まえ、「ブロック製作工事」を対象に、資格要件における施工実績を有する期間の撤廃。(総合評価における施工実績期間の評価は継続。)【入札契約方式の見直し】

2. 不調・不落対策として実施している公募型指名競争入札に適用する評価方式について、入札状況を踏まえた見直し。

- 公募型指名競争入札において、営繕関係工事で不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための営繕評価型を新設。【総合評価方式の新設】
- 公募型指名競争入札において、技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種(一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修)において、自治体実績チャレンジⅡ型(配点20点)の適用を可能とする。【自治体実績チャレンジⅡ型の適用拡大】

1. 受注機会の確保

- ・工事の地域の発注にあたっては、品確法運用指針を踏まえ、地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、「地域密着工事型」、「自治体実績チャレンジⅡ型」の積極活用を行う。
- ・同一時期に同一条件等の工事を複数発注する際には、「一括審査方式」を事務負担の側面も含めて積極的に実施。

2. 技術者不足への対応

- ・配置予定技術者の工事経験については、技術者不足により競争参加者が少数と見込まれる場合においては、工事の特性や地域の実情を勘案し、条件を緩和するなど適切に設定。
- ・施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型において、技術者不足や配置予定技術者の経験が少ないと見込まれる工事については、2段階評価の検討を行う。
- ・配置予定技術者の評価を行わない技術提案評価S型(WTO)において、配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、参加表明段階で技術者の資料を求めない方式を実施。
- ・工事品質の向上に加え、若手技術者や女性技術者等への技術・技能の承継を促すため、監理技術者の経験を持つ「熟練技術者」の活用を評価。【評価項目の新設】【①、p.22】

3. 生産性向上・脱炭素化等

- ・従来のS型では費用面等から導入し得なかった「総合的に価値の最も高い資材等」の導入のため、技術提案評価型SⅠ型の試行工事を実施。
- ・工事における資機材配置や作業工程を最適化し効率化と省人化を図るICT施工StageⅡの取組を評価。【評価項目の新設】【③、p.24】

4. 担い手の育成・確保

- ・若手技術者・女性技術者の活用促進を一層図るため、「技術者育成型」、「若手技術者・女性技術者活用評価型」の積極活用を行う。

5. 働き方改革の取組推進

- ・ワーク・ライフ・バランス関連認定を受けた企業の評価を、全評価方式で適用。

6. 受発注者双方の事務負担の軽減

- ・「段階的選抜方式」、「一括審査方式」、「技術提案簡易評価型」を積極的に実施する。

7. 不調不落対策

- ・不調不落が予想される工事において施工体制の確保を図るため、「フレームワークモデル工事」「公募型指名競争入札方式」の試行を継続する。
- ・公募型指名競争入札において、営繕関係工事では不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための営繕評価型を新設。【総合評価方式の新設】【②、p.23】
- ・公募型指名競争入札において、技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種（一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修）において、自治体実績チャレンジⅡ型（配点20点）の適用を可能とする。【自治体実績チャレンジⅡ型の適用拡大】【②、p.23】
- ・「余裕期間制度」は発注量や地域特性に応じて適切に活用を行う。引き続き「不調随契」の積極活用を行う。

8. 港湾空港関係

- ・「地元企業」活用評価型の試行。【港湾①、p.26】
- ・地元企業活用評価型JV工事の試行。【港湾②、p.27】
- ・施工実績の緩和。【港湾③、p.28】

9. その他

- ・一般競争入札（政府調達協定対象）の対象金額を8.1億円以上から9.0億円以上に見直し。【p.21】

令和8年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【工事】

1. 共通

変更内容	分類	適用時期
○入札契約の運用方針 一般競争入札(政府調達協定対象)対象金額を8.1億円以上から 9.0億円以上 に見直し。	見直し	R8.4.1 以降の契約案件

2. 港湾空港関係以外

変更内容					分類	適用時期																																																																																			
○熟練技術者の評価 工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・技能の承継を促すため、監理技術者経験をもつ熟練技術者の活用を評価する。 【配点表】 <table><tr><th>分類</th><th>細目</th><th>評価内容</th><th>評価基準</th></tr><tr><td rowspan="2">自由設定項目</td><td rowspan="2">熟練技術者の活用</td><td rowspan="2">主任（監理）技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、年齢55歳以上の監理技術者経験者を活用する場合に評価する</td><td>活用する：1点</td></tr><tr><td>活用しない：0点</td></tr></table>					分類	細目	評価内容	評価基準	自由設定項目	熟練技術者の活用	主任（監理）技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、 年齢55歳以上の監理技術者経験者 を活用する場合に評価する	活用する：1点	活用しない：0点	新規	R8.8.1以降の公告案件																																																																										
分類	細目	評価内容	評価基準																																																																																						
自由設定項目	熟練技術者の活用	主任（監理）技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、 年齢55歳以上の監理技術者経験者 を活用する場合に評価する	活用する：1点																																																																																						
			活用しない：0点																																																																																						
○公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式の適用 ①営繕関係工事の不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための営繕評価型を新設。 （対象工種：暖冷房、電気設備、建築、機械設備、受変電設備） ②技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種において、自治体実績チャレンジⅡ型（配点20点）の適用。 （対象工種：一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修） 【配点表（公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式）】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2" rowspan="2">評価項目</th><th colspan="2">企業実績評価型</th><th colspan="2">①営繕評価型</th><th colspan="2">②自治体実績 チャレンジⅡ型</th></tr><tr><th>評価点</th><th>選択</th><th>評価点</th><th>選択</th><th>評価点</th><th>選択</th></tr><tr><td rowspan="8">企業の技術力</td><td rowspan="2">企業の施工能力</td><td>同種工事の施工実績</td><td>4点</td><td>○</td><td>4点</td><td>◎</td><td>3点</td><td>◎</td></tr><tr><td>工事成績（都県・政令市の成績も評価）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3点</td><td>◎</td></tr><tr><td rowspan="5">地域精進度・ 地域貢献度</td><td>近隣の施工実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2点</td><td>◎</td></tr><tr><td>緊急時の施工体制</td><td>2点</td><td>◎</td><td>2点</td><td>◎</td><td>2点</td><td>◎</td></tr><tr><td>災害協定の有無※1</td><td>2点</td><td>◎</td><td></td><td></td><td>2点</td><td>◎</td></tr><tr><td>災害活動実績の有無※2</td><td>4点</td><td>○</td><td></td><td></td><td>2点</td><td>◎</td></tr><tr><td>災害時の基礎的事業継続力の認定の有無</td><td></td><td></td><td>2点</td><td>◎</td><td>2点</td><td>◎</td></tr><tr><td colspan="2">本発注工事の工事種別における新規契約の有無</td><td>2点</td><td>◎</td><td>2点</td><td>◎</td><td>4点</td><td>◎</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td colspan="2">10点</td><td colspan="2">10点</td><td colspan="2">20点</td></tr></table> ※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害協定と同等に評価する。 ※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害活動実績と同等に評価する。						評価項目		企業実績評価型		①営繕評価型		②自治体実績 チャレンジⅡ型		評価点	選択	評価点	選択	評価点	選択	企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	4点	○	4点	◎	3点	◎	工事成績（都県・政令市の成績も評価）					3点	◎	地域精進度・ 地域貢献度	近隣の施工実績					2点	◎	緊急時の施工体制	2点	◎	2点	◎	2点	◎	災害協定の有無※1	2点	◎			2点	◎	災害活動実績の有無※2	4点	○			2点	◎	災害時の基礎的事業継続力の認定の有無			2点	◎	2点	◎	本発注工事の工事種別における新規契約の有無		2点	◎	2点	◎	4点	◎	計		10点		10点		20点		①新規 ②見直し	R8.8.1以降の公告案件
	評価項目		企業実績評価型					①営繕評価型		②自治体実績 チャレンジⅡ型																																																																															
			評価点	選択	評価点	選択	評価点	選択																																																																																	
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	4点	○	4点	◎	3点	◎																																																																																	
		工事成績（都県・政令市の成績も評価）					3点	◎																																																																																	
	地域精進度・ 地域貢献度	近隣の施工実績					2点	◎																																																																																	
		緊急時の施工体制	2点	◎	2点	◎	2点	◎																																																																																	
		災害協定の有無※1	2点	◎			2点	◎																																																																																	
		災害活動実績の有無※2	4点	○			2点	◎																																																																																	
		災害時の基礎的事業継続力の認定の有無			2点	◎	2点	◎																																																																																	
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無		2点	◎	2点	◎	4点	◎																																																																																	
計		10点		10点		20点																																																																																			

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績25等に評価する。

2. 港湾空港関係以外

変更内容	分類	適用時期									
○ICT施工StageⅡの実施 建設機械の位置情報や稼働状況、施工履歴などをリアルタイムに集約・活用し、現場のデジタル化と見える化を進めることで、資機材配置や作業工程を最適化し効率化と省人化を図るICT施工StageⅡの実施を評価する。 【配点表】 <table><tr><th>分類</th><th>細目</th><th>評価内容</th><th>評価基準</th></tr><tr><td rowspan="2">自由設定項目</td><td rowspan="2">ICT施工StageⅡの実施</td><td rowspan="2">当該工事において ICT 施工StageⅡにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価</td><td>実施する：1点</td></tr><tr><td>実施しない：0点</td></tr></table> ○「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工（修繕工）」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、選択不可 ○加点を受けたにも関わらず、受注者の責により実施しなかった場合、成績評定を3点減ずる。	分類	細目	評価内容	評価基準	自由設定項目	ICT施工StageⅡの実施	当該工事において ICT 施工StageⅡにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価	実施する：1点	実施しない：0点	新規	R8.8.1 以降の公告案件
分類	細目	評価内容	評価基準								
自由設定項目	ICT施工StageⅡの実施	当該工事において ICT 施工StageⅡにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価	実施する：1点								
			実施しない：0点								

3. 港湾空港関係

変更内容	分類	適用時期								
○「地元企業」活用評価の試行 工事の一定の割合を分担する下請企業品質確保の更なる向上に向け、一次下請予定企業の「下請表彰実績」を評価する。 【配点】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域貢献度・地域精通度等</td><td>一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績</td><td>下請表彰実績あり 1.0</td></tr> <tr> <td></td><td>下請表彰実績なし 0.0</td></tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	配点	地域貢献度・地域精通度等	一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績	下請表彰実績あり 1.0		下請表彰実績なし 0.0	新規	R8.4.1 以降の公告案件
評価項目	評価基準	配点								
地域貢献度・地域精通度等	一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績	下請表彰実績あり 1.0								
		下請表彰実績なし 0.0								
○地元企業活用評価型JV工事の試行 地元企業が参入しづらい、工事規模が大きな港湾関係の工事において、地元企業がJVとして参入できるよう「地元企業活用評価」を新設する。 【配点】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域貢献度・地域精通度等</td><td>地元中小企業の事業者が構成員として参加あり</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>上記以外での参加</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	配点	地域貢献度・地域精通度等	地元中小企業の事業者が構成員として参加あり	1.0	上記以外での参加	0.0	新規	R8.4.1 以降の公告案件
評価項目	評価基準	配点								
地域貢献度・地域精通度等	地元中小企業の事業者が構成員として参加あり	1.0								
	上記以外での参加	0.0								
○施工実績の緩和(1):競争参加資格要件の設定 発注件数の減少に伴い過去15年間の施工実績などの要件が満たされず、入札に参加できない状況を踏まえ、「ブロック製作工事」を対象に、資格要件における施工実績を有する期間の撤廃。（総合評価における施工実績期間の評価は継続。）。	見直し	R8.4.1 以降の公告案件								

賃上げを実施する企業に対する加点措置 (関東地方整備局における総合評価落札方式)

- R8年度も政府全体で総合評価賃上げ加点の制度が継続
- 国土交通省発注工事・建設コンサル業務等では、これまでの賃上げ目標を継続

		～R8.3	R8.4～
賃上げ 目標	大企業	3%以上	変更なし ^{※1}
	中小企業等	1.5%以上	変更なし
総合評価における 加点割合 加算点(工事)・技術点(業務)		5%程度 (一般的な工事の場合、3～4点の加点)	<u>3%程度</u> ^{※2} (一般的な工事の場合、2点の加点)

※1 政府全体では大企業が加点対象から除外されるが、国土交通省発注工事・建設コンサル業務等においては、競争の公平性の観点から引き続き大企業を加点対象とする

※2 加点割合はこれまで同様に下限値を採用 【参考】政府全体で加点割合は加算点(工事)・技術点(業務)の3～5%(R7年度までは5～10%)

賃上げを実施する企業に対する加点措置

配点の変更(令和8年4月1日以降の公告から適用)

【工事】

技術点	賃上げ加点 (変更前)	賃上げ加点 (変更後)	該当する評価方式
60点	4点	2点	技術提案評価S型
40点	3点	2点	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 標準タイプ等
30点	2点	1点	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 技術者の同種工事实績2段階評価
20点	2点	1点	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 企業の技術力のみを評価する評価方式
10点	1点	1点	施工能力評価型Ⅱ型 企業実績評価型

【建設コンサルタント業務等】

技術点	賃上げ加点 (変更前)	賃上げ加点 (変更後)	該当する評価方式
200点	11点	7点	標準型1:3、標準型1:3(技術者評価重視型) 簡易型1:1(実施能力評価型)
100点	6点	4点	簡易型1:1、簡易型1:1(実施能力評価拡大型)
80点	5点	3点	標準型1:2 ※発注者支援業務
55点	3点	2点	簡易型 ※建築関係建設コンサルタント業務

○減点措置の対象案件の変更

- ・中小企業等 → 全ての政府調達の総合評価落札方式による案件にて減点【変更なし】
- ・大企業 → 全ての国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式の案件にて減点
【変更、対象を国土交通省直轄の案件に限定】

令和7年度 入札・契約、総合評価の 実施状況について【コンサルタント業務等】

令和8年7月

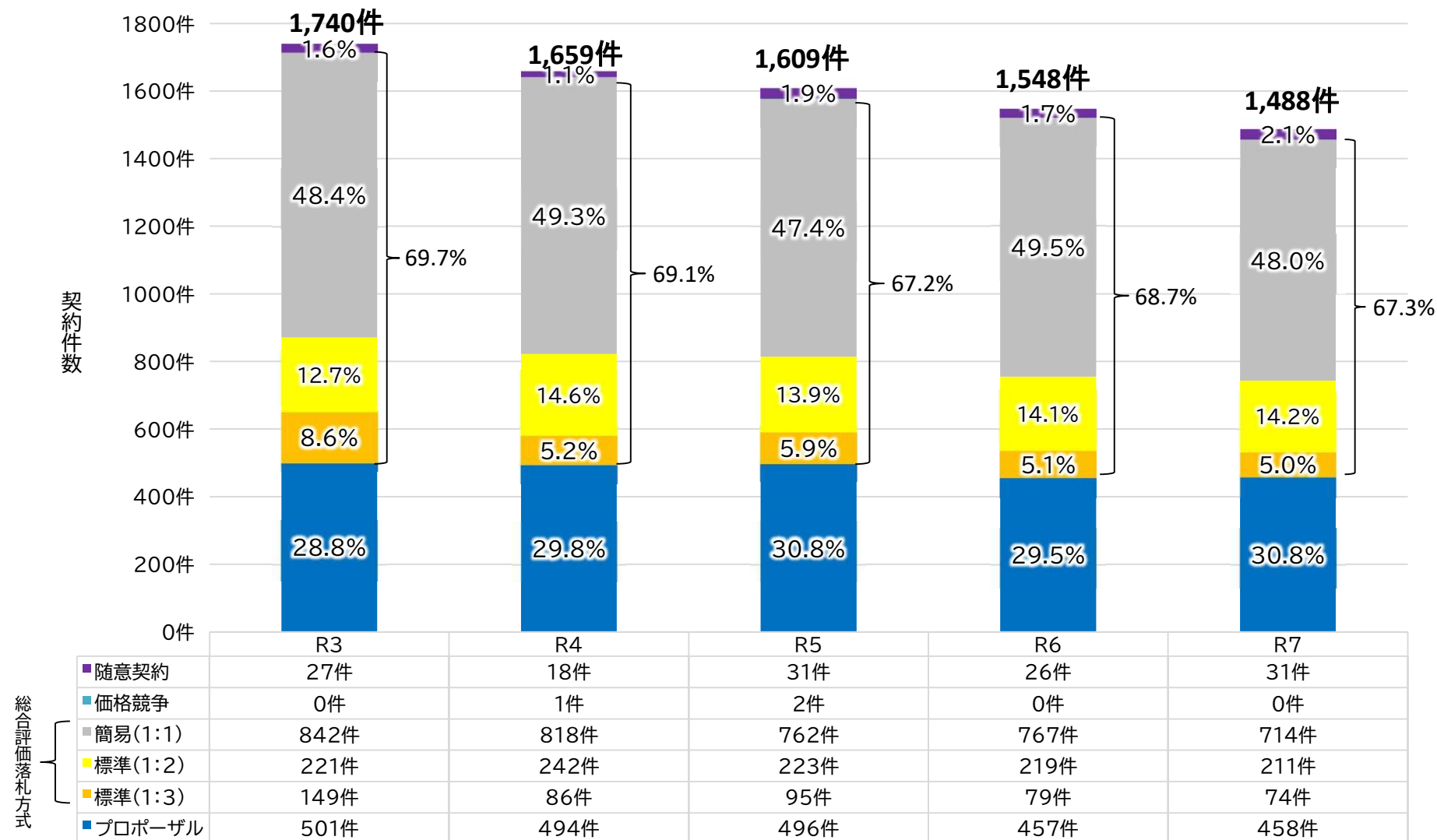


国土交通省 関東地方整備局

令和7年度のコンサルタント業務等の契約件数の状況(契約方式別)

○ 令和7年度の実施状況は、プロポーザル方式が約3割、総合評価落札方式が約7割で実施

※関東地整では、価格競争方式に相応する業務の発注方式は総合評価落札方式(簡易型)で運用
(緊急性を要する災害時の緊急対応や、応急・本復旧の業務等は随意契約や価格競争(指名競争)を採用)

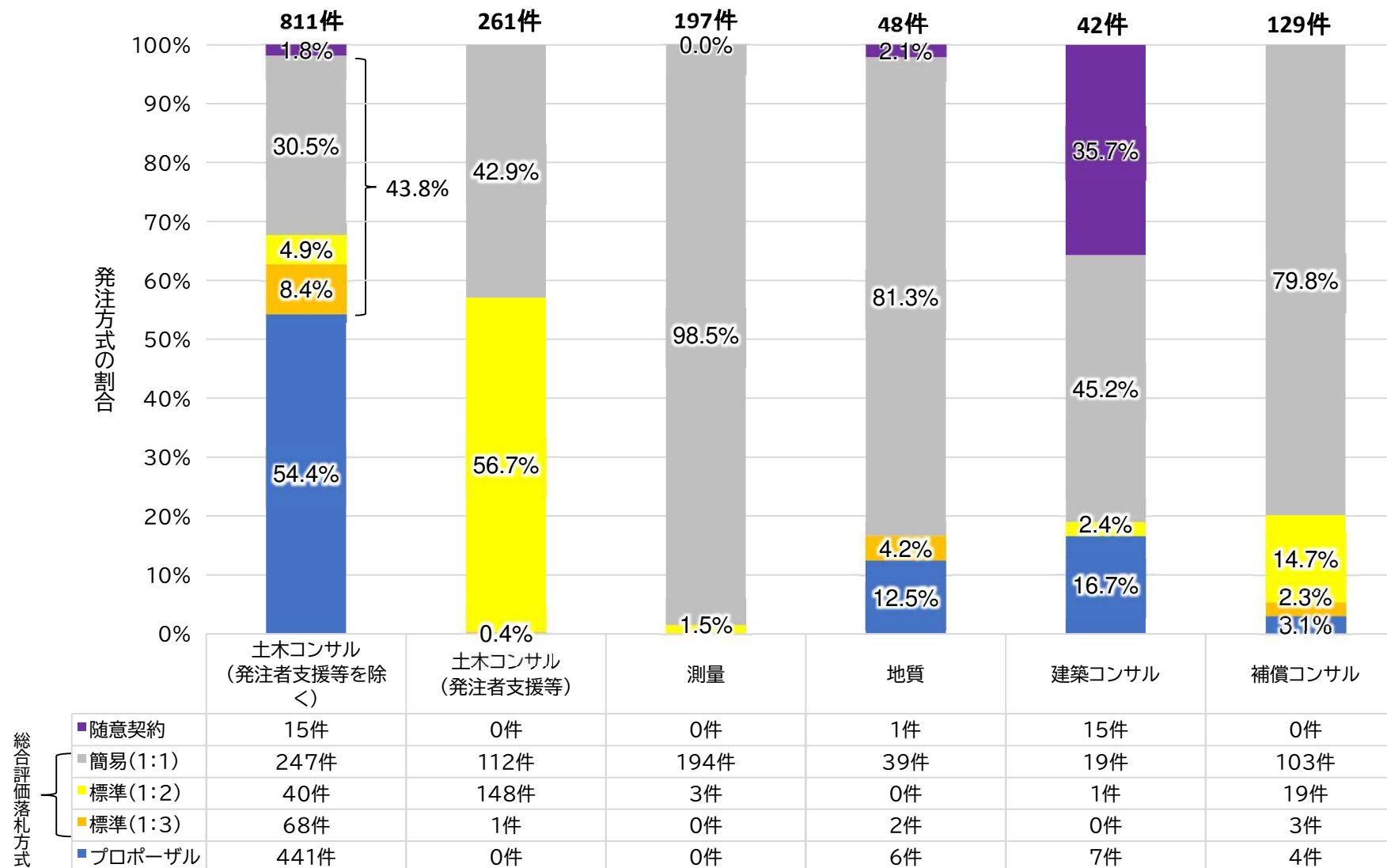


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を含む30

令和7年度のコンサルタント業務等の契約件数の状況(5業種)

○土木コンサル(発注者支援除く)はプロポーザル方式が約54%、総合評価落札方式が約44%

○その他の4業種は、総合評価落札方式の契約が多い傾向



令和8年度 入札・契約、総合評価の 実施方針【コンサルタント業務等】

令和8年7月

変更内容	分類	適用時期																																					
○地域企業の受注機会の拡大(地域企業参加型JV評価の導入) ・地域の守り手である地域企業の受注実績の拡大と技術力向上・育成、担い手確保を目的に、航空レーザ測量を実施する業務について、地域企業と設計共同体を構成(地域企業参加型JV)した場合に評価を行う試行を導入。 【対象業務】 総合評価落札方式で発注する航空レーザ測量を実施する業務 ■測量調査 ○想定する航空レーザ測量業務における設計共同体 参加表明者 JV(測量・測量) A社(測量) + B社(測量) <代表者> 航空レーザ測量 <構成員※:地域企業> 補備測量等 ※設計共同体(JV)の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員	新規	R8.8.1 以降の公示案件																																					
○若手・女性技術者の活躍を評価 ・関東地整では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力発信や将来の担い手育成、若手・女性の入職促進に資することを目的として、『若手・女性技術者奨励賞』を創設。こうした建設工事等で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点点評価。 【対象業務】(R8.8～) 補償コンサルタント業務のうち、行政事務補助業務で発注する業務 ※発注者支援業務等(行政事務補助業務含む)を除く総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務は導入済み【R7.8～】 現行評価基準(行政事務補助業務) <table><tr><th>評価項目</th><th>判断基準</th><th>配点ウェイト</th></tr><tr><td rowspan="2">主任担地者の経験及び能力</td><td>関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。</td><td></td></tr><tr><td>①優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。 ②上記以外。</td><td>5 0</td></tr></table> ※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、相対評価は実施しない。 新規評価基準 <table><tr><th>評価項目</th><th>判断基準</th><th>配点ウェイト</th></tr><tr><td rowspan="2">主任担地者の経験及び能力</td><td>関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰、優良業務表彰、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。</td><td></td></tr><tr><td>①優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長又は事務所長より受けた経験がある者。 ②優秀技術者表彰又は優良業務表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ③若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。 ④上記以外。</td><td>5 3 1 0</td></tr></table> 対象業務 <table><tr><th>区分</th><th>業務名称</th></tr><tr><td rowspan="5">発注者支援業務等</td><td>概算技術業務</td></tr><tr><td>技術審査業務</td></tr><tr><td>工事監督支援業務</td></tr><tr><td>河川道徳支援業務</td></tr><tr><td>河川路認可審査支援業務</td></tr><tr><td rowspan="3">公物管理補助業務</td><td>ダム管理支援業務</td></tr><tr><td>堰・排水機場管理支援業務</td></tr><tr><td>道路許可認可審査・適正化指導業務</td></tr><tr><td rowspan="2">用地補償総合技術業務</td><td>用地補償総合技術業務</td></tr><tr><td>調査設計資料作成業務</td></tr><tr><td rowspan="3">その他</td><td>用地調査点検等技術業務</td></tr><tr><td>議決申請等関係資料作成整理等業務</td></tr><tr><td>改善用地関係資料作成整理等業務</td></tr><tr><td>行政事務補助業務</td><td>施工体制調査業務</td></tr></table>	評価項目	判断基準	配点ウェイト	主任担地者の経験及び能力	関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。		①優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。 ②上記以外。	5 0	評価項目	判断基準	配点ウェイト	主任担地者の経験及び能力	関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰、優良業務表彰、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。		①優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長又は事務所長より受けた経験がある者。 ②優秀技術者表彰又は優良業務表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ③若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。 ④上記以外。	5 3 1 0	区分	業務名称	発注者支援業務等	概算技術業務	技術審査業務	工事監督支援業務	河川道徳支援業務	河川路認可審査支援業務	公物管理補助業務	ダム管理支援業務	堰・排水機場管理支援業務	道路許可認可審査・適正化指導業務	用地補償総合技術業務	用地補償総合技術業務	調査設計資料作成業務	その他	用地調査点検等技術業務	議決申請等関係資料作成整理等業務	改善用地関係資料作成整理等業務	行政事務補助業務	施工体制調査業務	新規	R8.8.1 以降の公示案件
評価項目	判断基準	配点ウェイト																																					
主任担地者の経験及び能力	関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。																																						
	①優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。 ②上記以外。	5 0																																					
評価項目	判断基準	配点ウェイト																																					
主任担地者の経験及び能力	関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰、優良業務表彰、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。																																						
	①優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長又は事務所長より受けた経験がある者。 ②優秀技術者表彰又は優良業務表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ③若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。 ④上記以外。	5 3 1 0																																					
区分	業務名称																																						
発注者支援業務等	概算技術業務																																						
	技術審査業務																																						
	工事監督支援業務																																						
	河川道徳支援業務																																						
	河川路認可審査支援業務																																						
公物管理補助業務	ダム管理支援業務																																						
	堰・排水機場管理支援業務																																						
	道路許可認可審査・適正化指導業務																																						
用地補償総合技術業務	用地補償総合技術業務																																						
	調査設計資料作成業務																																						
その他	用地調査点検等技術業務																																						
	議決申請等関係資料作成整理等業務																																						
	改善用地関係資料作成整理等業務																																						
行政事務補助業務	施工体制調査業務																																						

変更内容	分類	適用時期
○拡大型プロポーザル方式における実施手順の効率化 - 実施手順の見直しを行い、評価・審査の効率化を図るとともに、入札参加に向けた準備や検討期間を確保し、入札参加にかかる作業の負担軽減を図ることで、競争性を確保。 - 入札参加に向けた準備・検討期間（従来より5日増）。 ■技術提案書特定までの流れ 《従来》 《見直し》 【対象業務】 簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式 (準じた方式を含む)で発注する業務 ※(拡大型)プロポーザル方式 幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上を望める場合に、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価する方式。 見直し R8.8.1 以降の公示案件	見直し R8.8.1 以降の公示案件	
○業務成績評価区分の適正化 - 業務成績評定点(3業種別)平均の推移を踏まえ、評価区分を細分し、適正化を図る。(土木コンサルタント・地質・測量) - 業務成績評定点(平均点)の経年変化を考慮し、業務成績の評価点分布の分散化を図る。(補償コンサルタント) 土木コンサルタント・地質・測量 令和8年7月まで 令和8年8月から適用 補償コンサルタント 令和8年7月まで 令和8年8月から適用 見直し R8.8.1 以降の公示案件	見直し R8.8.1 以降の公示案件	

変更内容	分類	適用時期									
○技術審査段階における条件明示チェックシートの提示 - 条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更(1事務所1件の試行実施)【R1.8～】 - 条件明示チェックシートを作成しているすべての詳細設計業務【R8.8～】 条件明示チェックシートの提示時期の変更 <table border="1"> <tr> <th></th><th>従 前</th><th>現 在(試行)</th></tr> <tr> <td>対象業務</td><td> ① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計 </td><td>同左</td></tr> <tr> <td>提示時期</td><td>詳細設計契約後(の1回目打合せ前)</td><td>入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)</td></tr> </table> 【発注者のメリット】 - 当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。 - 当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。 【入札参加者のメリット】 - 条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。 - 条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。 - 例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務のクリティカルパスを把握の上、業務計画書に反映できる。		従 前	現 在(試行)	対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左	提示時期	詳細設計契約後(の1回目打合せ前)	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)	見直し	R8.8.1 以降の公示案件
	従 前	現 在(試行)									
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左									
提示時期	詳細設計契約後(の1回目打合せ前)	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)									
○履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大 - 品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大【H25.10～】 - 少額随意契約の基準額見直し(R7.4～)に伴い、対象業務の予定価格を200万円超に見直し【R8.4～】 ■開札後の手続きフロー <pre> graph TD A[開 札] --> B1[① 調査基準価格未満] A --> B2[② 調査基準価格以上 予定価格以下] A --> B3[③ 予定価格超過] B1 --> C{履行確実性評価} B2 --> C B3 --> D[入札無効] C -- "・ヒアリング ・追加資料要求 (①の場合)" --> E{落札予定者決定} C -- 辞退 --> D E -- 履行不可能 辞退 --> D E -- ①の場合 --> F{低入札価格調査} E -- ②の場合 --> F F -- 履行可能 --> G[落札者決定] F -- 履行不可能 辞退 --> D </pre> 【対象業務】 合評価落札方式で発注する予定価格200万円を超える業務 【対象業務】 - 予定価格1,000万円超 100万円超(H25.10公示より) 200万円超(R8.4公示より)	見直し	R8.4.1 以降の公示案件									

令和7年度 入札・契約、総合評価の 実施状況について【役務等】

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

契約方式		対象業務		(参考)契約件数		
		適用範囲の考え方	詳細	R5	R6	R7
企画競争方式		当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される案件であって、提出された企画提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合	①高度な企画立案を要する業務 ②高度で高い信頼性を要する業務	114	107	98
一般競争	総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合	①政府調達協定対象調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、80万SDR（1億4千万円）を超える案件	63	64	63
			②政府調達協定対象調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、38.5万SDR（6千9百万円）を超える案件			
			③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達			
	最低価格落札方式	総合評価落札方式及び企画競争（プロポーザル）方式によらない場合	上記以外（100万円以上）	578	546	483
参加者の有無を確認する公募手続		特殊な技術または設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約をしていたようなものについて、透明性・競争性を確保するため、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務		18	24	16

R8年3月末時点

令和8年度 入札・契約、総合評価の 実施方針【役務等】

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

1. 競争環境の確保

継続

1-1 一者応札への対応として、下記のPDCAサイクルを構築し、解消に向けた取組を行う。

[事前] 一者応札が想定される案件は、**複数者が提案可能となる環境構築に向けた改善措置を検討・実施。**

(具体的には、発注予定情報の公表、仕様書の記載内容の明確化、提案書作成期間の拡大、履行期間の見直し等。)

[検証] 一者応札となった場合、入札説明書を受理した者に対して、**不参加理由及び参加可能性のある変更点をヒアリングし要因を検証。**

[事後] 次年度も継続性がある業務で一者応札となった場合は、業務完了時に、改善措置を検討し、次年度の事前対策に着実に引き継ぐ。

- ・ 不参加理由・改善措置は、事例を取りまとめて、当局内部で共有する事で、広く活用する。

継続

1-2 複数年契約などの予算措置

○ リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断を可能とするため、業務の性質上可能と判断されるものは、複数年契約の予算措置を検討する。

- ・ 情報システム発注業務で複数年契約を検討中。

新規

1-3 企画提案書の作成手間軽減に向けた様式の見直し

○ 企画提案書の様式(業務の実施方針及び手法・特定テーマに対する提案が対象)の作成手間を軽減、提案書の作成を容易にし、新規参入を促すための見直しを行う。

- ・ 記載例の提示や、図・写真等の活用をしやすくする

1. 競争環境の確保

1-1 過年度の同種・類似業務の成果物の情報提供

継続

○「システム開発・改良、保守等」などで、過去の成果物の閲覧や貸与の対応を行い、新規参入を容易にする。

- ・ システム関係保守業務において、過去の成果品の閲覧を実施することにより、システムの構成内容が理解できる環境整備。

1-2 リスク分担の明示を実施

継続

○仕様書等でトラブル発生時の連絡体制や不具合発生時の責任の所在を明示し、受注後の不安を解消する。

- ・ システム関係保守業務において、障害発生時の責任分担や対応フローを明示することにより、参入への懸念を解消。

1-3 複数年度契約の検討

継続

○複数年度契約化が企業も参入しやすく契約上も合理的な案件について、国債化に向けた検討をする。

- ・ 総合評価落札方式での複数年度契約案件(国債契約)を、サーバ賃貸借、インターネット回線接続業務等で実施。車両管理業務においても導入に向け調整。

Ⅱ. 総合評価落札方式(一般競争)の令和8年度実施方針

2. 1者応札への対応

2-1 資格要件等の緩和 (参加資格要件や仕様が限定的になっていないか)

継続

○可能なものについて、さらなる資格要件等の緩和を図る。

・資格要件の緩和が可能な案件については、企業実績や技術者要件など可能な限り緩和を行う。

2-2 公告期間の十分な確保及び落札決定から履行開始までの十分な準備期間の確保

継続

○4月1日契約のものについては、開札日を前倒すことにより、十分な準備期間を確保する。

○それ以外の契約時期の案件についても、公告期間を長めに設定し、入札参加しやすい環境を整備する。

・PC賃貸借、インターネット接続業務において、賃貸借・履行期間の前後に必要な機器設置の準備及び撤去期間を長めに確保し、新規参入しやすい環境整備。

2-3 公告周知方法の改善

見直し

○事務所毎にホームページで掲載している入札情報を本局ホームページへ一括掲載することで、入札情報を容易に閲覧できる環境を整え、より広範囲にわたる情報提供の場を確保する。

・電気通信設備保守業務、車両管理業務において実施。掲載方法について事務所HPへのリンクから入札公告への直接リンクへの変更について検討。

2-4 業者等からの聴き取り

継続

○業務に関心を持ち公告資料等を入手又は申請書を提出した後に入札参加を取り止めた業者等から、取り止めた要因等を聴き取る。

・取り止めを決定した要因、及び、どのような状況になれば参加可能と考えるかなどを調査し、その結果を検討したうえで対応可能なものは以後の入札等へ反映させる。

3. その他

3-1 賃上げを実施する企業に対する加点措置

継続

○対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(中小企業で総額の原則2.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の3%以上の加点措置を行う。

- 賃上げ基準に達していない企業は、契約担当官等から通知された日から1年間、加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)。

3-2 車両管理業務に係る品質確保対策

継続

- ①提案内容の不履行により違約金を徴収された企業に対する減点措置
- ②競争参加資格要件に企業の実績を追加
- ③調査基準価格に満たない金額にて契約した案件に車両管理責任者の「補助者」を配置

- ① 関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)。
- ② 競争参加資格要件に従来までの車両管理責任者の実績に加え、企業の実績を求めることで、より確実な履行体制を確保。
- ③ 車両管理責任者が担当する業務の補助をおこなうための「補助者」を配置。
(補助者の資格は求めないものとし、車両管理責任者毎に専任で配置。)